**第2回古市古墳群部会資料**

**１．第1回部会（H24.8.7）の主な意見**

* 世界遺産指定の機会を捉えて、屋外広告物のルールが変わることについて周知することが重要である。
* 色彩やデザインなどガイドラインが必要である。違反が多い中で、モデル地区などを指定して模範的な状況を作り、広げていくというような取組も必要ではないか。
* 京都市の違反対策のような取組が必要で、そのような取組によって業界としても認知が広がると考えている。
* 周辺地域が古墳群地区と整合する景観となるよう、指導基準、誘導基準が必要。

**２．藤井寺市、羽曳野市、堺市の景観計画等における位置づけ**

　古墳を活かしたまちづくりは3市の景観計画に位置づけられている。（別紙２）

**３．現況調査**

各市で実施した現況調査の結果を示す。不適格の基準は、「緩衝地帯における

規制方針（案）」（別紙）である。

（１）藤井寺市調査結果概要 （別紙３）

（２）羽曳野市調査結果概要 （別紙４)

**４．規制内容について**

（１）規制としての妥当性　「緩衝地帯における規制方針」（案）

（別紙５、別紙6）

（２）適用除外広告物の扱い

　　　　規制としての実効性を確保するため、自家用広告物で表示面積が７㎡以内のものなどの適用除外広告物について、屋上広告物など規制方針（案）に抵触するものは掲出できない扱いとする。

（３）経過措置（別紙７）

　　　　経過措置期間中に是正計画を定期的に提出するよう指導

**５．古墳群に調和した景観形成のあり方についての課題**

（１）屋外広告物の色彩、デザイン等のガイドライン策定の必要性

（２）ガイドラインの中で、望ましい景観の事例として位置づける取り組み

　　（ｅｘ．東高野街道、津堂城山古墳など）